平成２５年（フ）第４１９号
広島市西区中広町２丁目10番３号、商業登記簿上の住所広島市西区己斐中３丁目４番４号
破産者　株式会社ＡＢＣ商会（旧商号株式会社ニシキタクシー）
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９８号
北九州市小倉北区室町２丁目５番１―301号
破産者　株式会社ＳＡＮＣＴＵＡＲＹ
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第５号
福岡県柳川市佃町795番地１
破産者　髙口　雪枝
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
長崎県長崎市界２丁目16番６―401号
破産者　森崎　　洋
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４９号
宮城県大崎市古川中里４丁目12番25号　リーブ３―101、従前の住所宮城県白石市大鷹沢三沢字大鹿野65番地
破産者　角張　常春
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第５１４９号
大阪府大東市灰塚１丁目10番45号
破産者　羽田眞知子
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９６８号
大阪市東成区玉津２丁目７番４号
破産者　川本　秀美
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３７１号
大阪府四條畷市南野２丁目18番24号、前住所大阪府枚方市長尾元町２丁目30番13号
破産者　梅本　　均
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６号
大阪府羽曳野市島泉１丁目10番11号、開始決定時の住所大阪府羽曳野市高鷲３丁目４番17号
破産者　肉の北本こと肉の定源こと　北本　愼介
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町８丁目153番地
破産者　大林　恵子
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第９２号
熊本市中央区萩原町４番40号、前住所愛知県刈谷市南桜町２丁目24番地　シャトー刈谷405号
破産者　浦本　祐司
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３２２号
熊本市北区植木町舞尾585番地６
破産者　井上　高徳
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６２号
茨城県つくば市栗原838番地１
破産者　桜井　　長
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第５４号
愛知県岡崎市明大寺町字法丈坂９番地２　ドムス太田405、開始決定時の住所愛知県岡崎市明大寺町字大丸１番地22　レゾンシティ竜美丘　804
破産者　星野賢太郎
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第７３０号
京都市北区等持院中町32番地の２
破産者　滝岡　則高
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４１号
京都市中京区堺町通二条下る杉屋町635番地第１パールハイツ上杉405号、開始決定時の住所京都市中京区六角通烏丸西入骨屋町148番地　アパガーデンコート烏丸六角401号
破産者　森　　勝彦
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係